



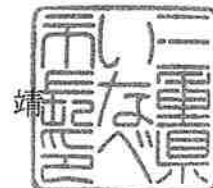
いなべ市公告第 47号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市都市計画マスタープラン改定業務に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和8年5月14日

いなべ市長 日 沖



1 業務概要

- (1) 事業名 令和8年度市単独事業
- (2) 業務番号 管理役第8-1号
- (3) 業務名 いなべ市都市計画マスタープラン改定業務
- (4) 履行場所 いなべ市役所
- (5) 業務期間 契約締結の日から令和10年3月24日(金)まで
- (6) 契約上限額 19,987,000円(消費税及び地方消費税を含む)
令和8年度の支払い上限額 10,000,000円
- (7) 業務概要 いなべ市都市計画マスタープラン改定業務特記仕様書による

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) いなべ市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサル)において、業種「土木関係コンサルタントー都市計画及び地方計画」に登録されている者であること。
- (3) いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成21年いなべ市告示第103号)第4条第1項の規定による入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成28年いなべ市告示第119号)別表第2に規定する要件に該当する者でないこと。
- (7) 三重県内に本社、支店又は営業所を有し、本業務の実施について、発注者の要求に応じて即時に担当部署に来庁し、対応できる体制を整えている者である

こと。

- (8) 過去5年以内に、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第13条第1項の規定により指定された都市整備区域内の市町村で都市計画マスタープラン策定及び改定に係る業務を履行（完了）した実績がある者であること。
- (9) JISQ15001（プライバシーマーク）、JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、JISQ9001（品質マネジメントシステム）を取得している者であること。

3 選定日程

| 日程 | 項目 |
|--------------|--------------------|
| 令和8年5月18日（月） | 公募開始 |
| 令和8年5月28日（木） | 質問締切期限（午後4時まで） |
| 令和8年6月1日（月） | 質問の回答と公表 |
| 令和8年6月5日（金） | 一次審査書類提出期限（午後4時まで） |
| 令和8年6月10日（水） | 一次審査結果の通知 |
| 令和8年6月29日（月） | 二次審査書類提出期限（午後4時まで） |
| 令和8年7月8日（水） | 二次審査（プレゼンテーション） |
| 令和8年7月13日（月） | 二次審査結果の通知と公表 |
| 令和8年7月中旬予定 | 契約手続 |

4 担当部局等

- (1) 担当部局及び書類の提出先

〒511-0498

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市役所建設部 管理課

電話 0594-86-7835 FAX 0594-86-7870

電子メール kanri@city.inabe.mie.jp

- (2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法 いなべ市ホームページの入札契約情報からダウンロードするものとする。

URL <http://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>

イ 閲覧期間 公告の日から令和8年6月4日（木）午後4時までとする。

5 一次審査（書類審査）

- (1) プロポーザル参加者から提出された書類により書面審査を行い、その結果に基づき二次審査（プレゼンテーション）を求めるものを選定する。

(2) 提出書類

| 様式番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 備考 |
|------|-----------|----|-----------|
| 1 | 企画提案参加表明書 | A4 | |
| 2 | 会社概要書 | | |
| 3 | 業務実績 | A4 | |
| — | 資格証明書類 | A4 | 2の(9)の登録証 |
| 4 | 技術者配置予定調書 | A4 | |

※ 指定の様式については、ホームページからダウンロードすること。

(3) 一次審査書類の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限 上記3による。

イ 提出場所 上記4(1)による。

ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合は発送前に電話連絡すること。

エ 提出部数 紙媒体1部

(4) 公募に対する質問書の提出期限、提出方法等

ア 提出期限 上記3による。

イ 提出方法 質問書に質問事項を記載して電子メールにて提出すること

ウ 回答方法 本市ホームページにて回答を公表する。その際、質問者名は公表しない。また、質問がなかった場合もその旨を公表する。

URL <http://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>

(5) 一次審査結果の通知

全ての参加者に電子メールにより通知する。

6 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 一次審査で選定された事業者による、企画提案書に基づいた選定委員へのプレゼンテーションを行い、(7)の評価基準に基づき評価し、合計点の最高評価を得た1事業者を契約候補者として選定する。

(2) 提出書類

| 様式番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 備考 |
|------|---------|----|--------------------------|
| 任意様式 | 企画提案書 | A4 | 10ページまでとする。 (表紙を除く) |
| 任意様式 | パワーポイント | | プレゼンテーション時に使用するものを出力したもの |
| 任意様式 | 業務工程表 | | 2か年分の工程表を作成する |

| | | | |
|------|-----|--|----------------------------------|
| | | | こと。 |
| 任意様式 | 見積書 | | 令和8年度分、令和9年度分を分割して、積算の内訳を記載すること。 |

※見積書については令和9年度の物価上昇分を見込んで作成すること。

(3) 企画提案書作成時の留意事項

- ア 同一の参加者が複数の企画提案書を提出することはできない。
- イ 企画提案書はA4版、文字フォント11ポイント以上、左綴じで作成すること。なお、A4版によりがたい場合はA3版とすることができるがA4版の2ページ分とする。
- ウ 提出書類には商号、名称等は記載しないこと。

(4) 二次審査資料の提出期限、提出場所、提出方法等

- ア 提出期限 上記3による。
- イ 提出場所 上記4(1)による。
- ウ 提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合は発送前に電話連絡すること。
- エ 提出部数 6部

(5) 二次審査の日時、会場等

- ア 日時 上記3による。
- イ 会場 いなべ市役所（詳細については後日連絡）
- ウ 提案時間 プレゼンテーション20分 質疑10分

(6) 二次審査の留意事項

- ア 出席者は3人以内とし、管理技術者は必ず出席すること。
- イ プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。
- ウ プレゼンテーションの実施順は企画提案書の受付順とする。
- エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書及びパワーポイントに基づき説明することとし、当日の追加資料の配布等は認めない。

(7) 評価基準

| 評価項目 | | 着目点 |
|---------|--------------|---|
| 業務実施体制 | 業務実績 | 業務実績は十分か。 |
| | 配置予定技術者 | 技術者の資格、経験は十分か。 |
| | 業務工程 | 工程計画は適切か。 |
| | 業務への理解度 | 関係法令及び社会情勢に関する知識、地域理解度（複数の都市計画区域があること等）は十分か。 |
| 提案内容の評価 | 現行計画の検証と課題整理 | 現行計画の課題や評価を適正に行い、改定に向けた提案があるか。今後整備予定の公共公益施設（ごみ焼却施設、火葬場等）の整備に向けた、都市計画上の明確な位置づけを導き出せるか。 |
| | 関連計画との整合性 | 第3次いなべ市総合計画等の上位計画等との都市計画の側面からの論理的な整合性は図れているか。 |
| | 全体構想の方針 | 全体構想において、まちづくりの目標及び将来都市フレームについての提案（インターチェンジ周辺や沿線道路の開発ポテンシャルを捉えた戦略的な産業拠点のゾーニング等）があるか。 |
| | 地域別構想の方針 | 地域別構想において、旧町別の現行プランの地域特性を踏まえつつ、都市計画区域の種別、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸等を踏まえた提案ができるか。 |
| | 実現化方策の検討 | 実現化方策について具体的な提案（開発ポテンシャルを高 |

| | | |
|--------------|------------|--|
| | | めるための柔軟な誘導ロジックの提案等) があるか。 |
| 業務コスト | | 提案内容と見積価額との経済性は適切か。 |
| プレゼンテーションの評価 | 業務の知識、取組姿勢 | 業務について理解した上で提案を行っているか。 |
| 独自性 | | 独自の提案(独自ソフトを使用した解析・資料作成等)やパブリックコメント等において独自の工夫、PRポイント等があるか。 |

(8) 選定結果の通知

全ての参加者に電子メールにより通知する。

7 契約の締結

- (1) 契約の締結は評価順位第1位の者を随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行う。契約候補者となった者と業務内容を再度確認したうえで随意契約を行う。

- (2) 契約保証金の要否 要

ただし、いなべ市契約規則(平成22年いなべ市規則第16号)第27条第1項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第28条第1項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (3) 契約書作成の要否 要

8 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (3) 参加申込者が1者の場合でも審査を行い、いなべ市都市計画マスタープラン改定業務受託者選定委員会の評価において、委員の過半数が評価合計点の2分の1以下と採点した場合を除き、随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。
- (4) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。

- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案参加表明書及び企画提案書は、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）に基づく公開対象文書となる。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 企画提案書提出後において、企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、技術者配置予定調書に記載された担当者の変更は認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者を措置し、発注者の承認を得なければならない。
- (9) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでに、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。